

君津市告示第 16 号

君津市税条例（昭和45年君津市条例第27号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、条例又は地方税法（昭和25年法律第226号）に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途君津市告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月30日

君津市長 石井宏子

記

都道府県名	指定地域
富山県	全域
石川県	全域